

---

令和元年大和町議会 11月随時会議会議録

---

令和元年11月15日（金曜日）

---

応招議員（16名）

1番	千坂博行君	10番	今野善行君
2番	今野信一君	11番	藤巻博史君
3番	犬飼克子君	12番	平渡高志君
4番	馬場良勝君	13番	欠員
5番	槻田雅之君	14番	高平聡雄君
6番	門間浩宇君	15番	堀籠日出子君
7番	渡辺良雄君	16番	大須賀啓君
8番	千坂裕春君	17番	中川久男君
9番	欠員	18番	馬場久雄君

出席議員（16名）

1番	千坂博行君	10番	今野善行君
2番	今野信一君	11番	藤巻博史君
3番	犬飼克子君	12番	平渡高志君
4番	馬場良勝君	14番	高平聡雄君
5番	槻田雅之君	15番	堀籠日出子君
6番	門間浩宇君	16番	大須賀啓君
7番	渡辺良雄君	17番	中川久男君
8番	千坂裕春君	18番	馬場久雄君

---

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	農林振興課長 兼農業委員会事務局長	遠 藤 秀 一 君
副 町 長	浅 野 喜 高 君	商工観光課長	文 屋 隆 義 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	都市建設課長	江 本 篤 夫 君
総 務 課 長	後 藤 良 春 君	上下水道課長	蜂 谷 俊 一 君
まちづくり 政 策 課 長	千 葉 正 義 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	三 浦 伸 博 君
財 政 課 長	千 坂 俊 範 君	教育総務課長	櫻 井 和 彦 君
税 務 課 長	千 葉 喜 一 君	生涯学習課長	瀬 戸 正 昭 君
町民生活課長	村 田 良 昭 君	総 務 課 危機対策室長	蜂 谷 祐 士 君
子育て支援 課 長	小 野 政 則 君	税 務 課 徴収対策室長	遠 藤 眞起子 君
福 祉 課 長	吉 川 裕 幸 君	公 民 館 長	阿 部 昭 子 君
健康支援課長	櫻 井 修 一 君		

事務局出席者

議会事務局長	浅 野 義 則	議事庶務係長	本 木 祐 二
主 任	渡 邊 直 人		

---

議事日程〔別紙〕

---

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

---

午前11時20分 再 開

議 長 (馬場久雄君)

再開します。

休憩前に引き続きまして、ただいまから令和元年大和町議会11月随時会議を開会します。

これより本日の開議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

#### 日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (馬場久雄君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、7番渡辺良雄君及び8番千坂裕春君を指名します。

---

#### 日程第2「議会期間の決定について」

議 長 (馬場久雄君)

日程第2、議会期間の決定についてを議題にします。

お諮りします。

本随時会議の議会期間は、本日1日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、議会期間は本日1日のみに決定しました。

---

#### 日程第3「議案第92号 令和元年台風第19号による災害被害者に対する町税等の減免に関する条例」

議 長 (馬場久雄君)

日程第3、議案第92号 令和元年台風第19号による災害被害者に対する町税等の減免に関する条例を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。税務課長千葉喜一君。

税務課長 （千葉喜一君）

それでは、全員協議会に引き続きまして、どうぞよろしく願いいたします。

議案書1ページをお願いいたします。

議案第92号 令和元年台風19号による災害被害者に対する町税等の減免に関する条例についてでございます。

先ほどの全員協議会でご説明をさせていただきました町税等の減免を定めるものでございます。

第1条は災害減免の特例を定めるものでございまして、令和元年台風19号による災害の被害者で、町民税、固定資産税、都市計画税及び国民健康保険税の納税義務のある方に対する令和元年度分の町税等の軽減または免除をするものでございます。

第2条は町民税の減免を定めるものでございまして、第1項は、町民税の納税義務者が災害による被災を受け死亡したとき、生活保護法の規定による生活扶助を受けたとき、障害者に該当することとなったときは、災害による被害を受けた日以後に納期の末日の到来する税額について、当該区分に応じた割合で減免するものでございます。

減免割合につきましては、表のとおりでございます。

第2項につきましては、納税義務者が居住する住宅につき、町が発行する罹災証明書の損害の程度が一部損壊（準半壊）以上であり、平成30年中の合計所得金額が1,000万以下である者に対し、所得金額と損害程度の区分に応じ、表のと通りの減免の割合を定めるものでございます。

第3条でございます。第3条は、固定資産税及び都市計画税の減免でございます。

第1項では、納税義務者が所有する土地に対する損害の程度と減免の割合を定めるものでございまして、3ページまでの表のとおり、被害面積が当該土地の面積の10分の2以上の損害を受けた方に対し、被害を受けた日以後に納期の末日の到来する税額に、当該区分に応じた割合で減免するものでございます。

損害程度と減免の割合につきましても、表のとおりでございます。

第2項は家屋に対する損害の程度と減免の割合を定めるものでありまして、家屋につきましては、損害の程度を一部損壊（準半壊）以上とし、第3項につきましては償却資産の減免を定めるものでございます。当該償却資産の価格の10分の2以上の価格を減じたときを減免とするものでございまして、損害の程度と減免の割合につきましては、表のとおりでございます。

4ページになります。

第4条は、国民健康保険税の減免についてを定めるものでございます。

第1項及び第2項につきましては、第2条の町民税の減免と同様の区分及び減免の割合とするものでございまして、第2項の表は5ページとなります。

第3項につきましては、町長の特認事項を定めるものでございます。

第5条では減免の申請についてを定めるものでありまして、第1項は申請書の記載事項、第2項では申請期日を令和2年3月31日までとするものでございます。

第6条は減免の決定通知、第7条では不正行為による減免の取り消しについてを定めるものでございます。

第8条は、申請書の様式等施行に関し必要な事項は別に定める旨の委任事項を定めるものでございます。

6ページの附則でございます。

この条例は、公布の日から施行し、災害救助法の適用日の令和元年10月12日から適用するものでございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

以上で、議案第92号 令和元年台風第19号による災害被害者に対する町税等の減免に関する条例の説明を終了いたします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第4 「議案第93号 令和元年度大和町一般会計補正予算」

議 長 （馬場久雄君）

日程第4、議案第93号 令和元年度大和町一般会計補正予算を議題とします。  
朗読を省略して、提出者の説明を求めます。財政課長千坂俊範君。

財政課長 (千坂俊範君)

それでは、議案書の7ページをお願いいたします。

あわせて、別冊の歳入歳出補正予算事項別明細書(第7号)につきましても、ご準備をお願いいたします。

議案第93号 令和元年度大和町一般会計補正予算(第7号)でございます。

第1条につきましては、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ3億4,812万7,000円を追加いたしまして、予算総額を124億8,175万8,000円とするものでございます。

予算補正の款項の区分は、8、9ページの第1表によるものでございます。

次に、第2条でございます。

債務負担行為の補正は、追加でございます。10ページの第2表によるものでございます。

10ページをお願いしたいと思います。

「第2表 債務負担行為補正」は、追加1件でございます。

吉田川床上浸水対策事業に伴います高田中央橋・下原橋工区につきまして、下原橋の撤去工事を県が施行いたしまして、経費の2分の1を町が負担する協議が調いしたことから、追加をお願いするものでございます。

期間につきましては、令和元年度から令和3年度まで、限度額は2,774万1,000円でございます。

それでは、別冊、事項別明細書3ページをお願いいたします。

初めに歳入でございます。

16款2項8目農林水産業費国庫補助金、1節につきましては、圃場堆積稻わらの撤去に要します持続的生産強化対策事業補助金を計上いたすものでございます。

17款1項2目民生費県負担金、1節につきましては、住宅応急修理支援事業に要します災害救助費負担金を計上いたすものでございます。

20款2項1目財政調整基金繰入金、1節につきましては、財源の調整といたしまして繰り入れを追加いたすものでございます。

歳入につきましては、以上でございます。

4ページをお願いいたします。

次に、歳出でございます。

2款1項5目財産管理費、13節につきましては、浸水によりまして土砂等が流入・堆積いたしました高田倉庫の土砂撤去及び水路への漂着物の撤去に要する業務委託料を計上するものでございます。

15節につきましては、宅地等に隣接します公共物の復旧・修繕工事を計上いたすものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

子育て支援課長小野政則君。

子育て支援課長 （小野政則君）

3款2項1目児童福祉総務費でございます。

11節需用費に、修繕料といたしまして、台風第19号により洗堀しました舞野児童遊園の園庭を整地する費用をお願いするものでございます。

よろしく願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

町民生活課長村田良昭君。

町民生活課長 （村田良昭君）

それでは、4款2項1目廃棄物処理費であります。

こちらにつきましては、災害廃棄物の処理費になっております。

13節につきましては、今回、高田の仮置き場に置いている可燃物なんですけれども、黒川地域行政事務組合と調整しまして、破砕機で壊して細かくしてから搬入していただきたいということになりまして、破砕機等をお借りするような形で、それも委託料に含めたいと思っております。

また、今まで総務課管轄で管理しておりました高田仮置き場、あと三ヶ内、鶴巢山田レクリエーション広場、あと宮床の山田の埋立場、そちらにつきましては、今後、環境省の補助対象となるために、来年の3月までにその管理する委託料についてお願いするものでございます。

なお、鶴巢のライスセンターに仮置きになっております浸水米についても、処理に

ついて、今、農協関係とか環境省と調整してまいりますので、こちらの処理についても、こちらで賄えればやっていきたいと思っております。

あと、14節につきましても、来年度3月までの、現在今言いました4カ所の災害ごみ等を置いている重機と、あと鉄板等の借り上げ料について、追加補正をお願いするものでございます。よろしく申し上げます。

議長（馬場久雄君）

総務課危機対策室長蜂谷祐士君。

総務課危機対策室長（蜂谷祐士君）

続きまして、8款消防費、1項5目災害対策費でございます。

13節につきましては、業務委託でございますが、災害対策協力会への業務内容で、災害ごみ収集のための増額分の金額プラス、国交省にあっせんをいただいた排水ポンプ2台を活用しておりますが、その分の委託料金でございます。

19節につきましては、住宅応急修理支援事業としまして、床上・床下の半壊、準半壊の方々に対する支援事業費が6,270万でございます。

被害住宅等災害復旧助成事業費でございますが、単独費でございますが2,000万を予定しておりまして、以上8,270万が19節で補正をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（馬場久雄君）

生涯学習課長瀬戸正昭君。

生涯学習課長（瀬戸正昭君）

続きまして、事項別明細書5ページをお願いいたします。

9款4項5目教育ふれあいセンター管理費でございます。

15節は、台風19号により鶴巣教育ふれあいセンターの自転車置き場のり面が一部崩れたため、復旧工事費46万2,000円をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（馬場久雄君）

農林振興課長遠藤秀一君。

農林振興課長（遠藤秀一君）

続きまして、10款1項1目農業用施設災害復旧費、13節委託料でございますが、業務委託料につきましては、農作業に支障があります農道の洗堀及び水道等の閉塞した箇所仮復旧に要する経費でございます。

同じく、測量・設計・施工・監理委託料につきましては、国の補助を受けて災害復旧事業を行うための測量・設計調査を行うための補助対策申請の調査設計測量費を計上するものでございます。

続きまして、19節負担金補助及び交付金につきましては、補助金といたしまして、小災害復旧事業費として300件掛ける1件当たり上限40万といたしまして、1億2,000万ということで計上をお願いいたします。

交付金といたしましては、自力復旧が困難な稲わら処理を国の助成を受けて行うということでございまして、10町歩掛ける体積10センチといたしますと1万立米となることから、5,000円を乗じますと5,000万ということで、5,000万円を計上させていただくものでございます。

同じく、2目林業施設災害復旧費、13節、業務委託料につきましては、林道石塚線などの通行確保のための応急復旧に要する経費でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

以上で、議案第93号 令和元年度大和町一般会計補正予算の説明を終了いたします。これから質疑に入ります。質疑ありませんか。4番馬場良勝君。

4番（馬場良勝君）

事項別明細書の、今いただきました4ページのご説明をいただきました2の1の5の15の工事請負費、公共物ということだったんですが、詳細がわかれば教えていただきたいと思います。

それからもう一点、8の1の5の13の委託料の中で、国交省の排水ポンプが2台ということだったんですが、借り上げ料みたいなのがかかるという理解でいいのか、それとも何か委託をされた委託料がかかるのか、その辺をお答えいただければと思います。

議 長 (馬場久雄君)

財政課長千坂俊範君。

財政課長 (千坂俊範君)

馬場議員のご質問にお答えをいたします。

公共物の復旧修繕ということでございますけれども、農地周りですと小災害復旧等で補助対象で拾える箇所があるわけでございますけれども、宅地等に隣接している箇所等につきましてはそういった対象に該当いたしませんので、公共物の管理という観点から、町のほうで修繕工事をするという内容でございます。

現在、見込みとしては1件なんですけれども、今後発生する可能性もございまして、余裕を持った形で概算的に50万ということで今回は計上させていただいております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長 (馬場久雄君)

総務課危機対策室長蜂谷祐士君。

総務課危機対策室長 (蜂谷祐士君)

それでは、馬場議員のご質問にお答えさせていただきます。

国交省からあつせんされました排水ポンプでございます。実際2台活用させていただきましたけれども、このポンプ操作の人件費と燃料代の分の委託料でございます。以上でございます。

議 長 (馬場久雄君)

よろしいですか。馬場良勝君。

4 番 (馬場良勝君)

公共物のものって何なのか、お答えいただけるとありがたいです。済みません。

議 長 (馬場久雄君)

財政課長千坂俊範君。

財政課長（千坂俊範君）

申しわけございません。

道路という形、いわゆる赤線ですね、宅地に隣接した赤線ということでございます。  
以上でございます。

議長（馬場久雄君）

ほかに質疑ございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

令和元年大和町議会11月随時会議を散会とし、休会といたします。

大変ご苦労さまでした。

午前11時41分 散 会

---